

令和4年12月2日 制定（国空無機第237030号）

令和8年3月31日 改正（国空無機第329024号）

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

無人航空機の検査に関する一般方針

1. 目的

本通達は航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の13で規定する無人航空機の機体認証について、その申請に関する所要事項及び機体認証を行う場合の方法を定めることを目的とする。本通達の実施にあたり、無人航空機の機体認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機体認証の検査に関し、国又は登録検査機関（以下「検査機関」という。）と協力し、業務の適正かつ能率的な実施の確保を図るものとする。

2. 関係法規等

- (1) 法第132条の13及び第132条の14
- (2) 航空法関係手数料令（平成9年政令第284号）第9条及び10条
- (3) 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号（以下「規則」という。））
第236条の12～第236条の20
- (4) 航空法関係手数料規則（平成9年運輸省令第58号）第5条、10条及び11条
- (5) 無人航空機登録検査機関に関する省令（令和4年国土交通省令第57号）第6条
- (6) 無人航空機安全課長通達「無人航空機の実地検査手順書作成要領」（令和4年12月2日付け国空無機第237031号）
- (7) 安全部長通達サーキュラーNo. 8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」（令和4年9月7日付け国空機第456号）
- (8) 航空機安全課長通達サーキュラーNo. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」（令和4年12月2日付け国空機第656号）

3. 機体認証に係る手続き

(1) 申請

申請者は、法第132条の16第1項の型式認証を受けていない型式の無人航空機並びに法第132条の13第1項の機体認証を受けたことのある無人航空機及び法第132条の16第1項の型式認証を受けた型式の無人航空機にあつては、それぞれ規則第236条の12第2項の表の該当する区分に応じた関係資料を申請書に添付して提出するものとする。なお、機体認証の取得にあつては、当該無人航空機が法第132条に基づく無人航空機の登録（以下「登録」という。）を受けていなければならない。

機体認証の申請は、ドローン情報基盤システム（機体認証の申請機能（以下「機体

認証申請機能」という。))により、原則オンラインで行うものとするが、申請書の一部添付書類等については、電磁的方法により提出することができる。なお、受検希望機関として検査機関を選択する場合は、事前に当該検査機関のホームページ等で公開された情報により、希望する検査機関の業務範囲等について確認する必要がある。

型式認証を受けていない無人航空機の機体認証の申請については、申請予定者が予め申請日、検査予定日及び検査内容等について国と事前調整を行った上で行うこととする。事前調整の対象となる事項や設計及び製造過程に係る具体的な検査の方法については、航空機安全課長通達サーキュラーNo. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」を準用するものとする。

(2) 申請の種類

申請の種類については、次のとおりとする。ただし、いずれの申請も基本的な手続きは同じである。

① 新規申請

初めて機体認証を受けようとする場合の申請をいう。

既に第2種機体認証を受けている無人航空機について第1種機体認証を申請する場合は、新規申請に該当するほか、登録を抹消した無人航空機を再度登録し、機体認証を取得しようとする場合や機体認証を失効させた無人航空機について改めて機体認証を受けようとする場合も新規申請に該当する。

② 更新申請

機体認証を受けたことのある無人航空機について、機体認証の有効期間満了後も機体認証を継続しようとする場合の申請をいう。

更新申請において設計及び製造過程に変更が生じる場合は、当該変更部分について、規則第236条の12第2項の表の区分一に準じた資料の添付を求め、航空機安全課長通達サーキュラーNo. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」に規定される安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準(以下「安全基準」という。)への適合性を証明するための図面、設計書、試験方案、試験報告書等の審査及び試験等への立会いを行うものとする。また、法第132条の17に規定する型式認証の変更の承認を受けた形態への変更又は追加を行う場合も、更新申請を行うものとする。

③ 抹消申請

現に有効な機体認証を受けている者が、当該機体認証を失効させる場合の申請をいう。

機体認証を失効させる場合には、機体認証申請機能により申請すること。

(3) 機体認証申請書の記載事項

規則第236条の12に基づく機体認証の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出するものとする。なお、登録されている機体情報の型式名が同一の場合(新規申請に限る。)にあつては複数機を一括して申請することができる。また、機体認証申請機能による申請事項については、ドローン情報基盤システムの登録機能、型式認証

情報や自動算出機能、gBizID 又はマイナンバーカードから取得した申請者の本人確認情報との連携により一部自動的に反映されるが、申請の条件等により直接入力しなければならない場合があることに留意すること。

① 申請者に係る記載事項

イ) 申請者に係る記載事項

法人・団体の法人番号、法人名称/屋号、代表者氏名及び本店又は主たる事務所の所在地とする。

ロ) 申請者が個人の場合の氏名及び住所

氏名、フリガナ、住所及び生年月日とする。

ハ) 申請者の連絡先

機体認証の申請手続き、審査等において常時連絡が取れる担当者の氏名、フリガナ、住所、電話番号及びメールアドレスを記載するものとする。法人・団体にあつては担当者の部署名及び住所については事務所の所在地とする。

ニ) 無人航空機の情報

i. 機体の情報

機体認証の区分、型式認証書番号、型式、登録記号、製造番号、無人航空機の種類、機体重量、最大離陸重量、重量区分、機体寸法（全幅、全長、全高）、飛行禁止空域及び飛行の方法とする。

ii. 新品の区分

「航空の用に供した」又は「航空の用に供していない」のいずれかを選択するものとする。本通達において「航空の用に供していない無人航空機」とは、航空の用に供したことがない無人航空機であつて、登録を受けてから1ヶ月以内に法第132条の13に規定する機体認証の申請を行ったものを指す。

iii. 設計者の氏名又は名称及び住所

無人航空機の設計の責任を有する者の氏名又は名称及び住所とする。住所は、設計者の住所又は主たる事務所の所在地を記載するものとする。

iv. 製造者の氏名又は名称及び住所

無人航空機の製造者の氏名又は名称及び住所とする。住所は、製造者の住所又は主たる事務所の所在地を記載するものとする。

v. リスクの区分

第1種機体認証は重量区分によらずリスクの区分を選択し、第2種機体認証については、最大離陸重量が25kg以上の重量区分に該当する無人航空機に限ってリスクの区分を選択するものとする。

vi. 飛行禁止の空域及び飛行の方法

型式認証を受けていない無人航空機については、機体認証を希望する無人航空機の運用が想定される飛行の空域及び飛行の方法を記載するものとする。

ホ) 製造者等による点検整備の記録

無人航空機の製造者等、又は型式認証若しくは型式認証の変更の承認を受けた者（以下「型式認証等保有者」という。）により、点検整備を行った場合はその有無を記載するものとする。

へ) 添付書類

機体認証の検査に必要となる添付書類については、4.「検査に関する手続き」表中に掲げる申請区分の項目に記載するものとする。

ト) 手数料の情報

手数料額を入力する。

チ) 希望する検査機関

国又は検査機関を選択するものとする。検査機関による検査を選択する場合は、検査を受検できるかどうかについて当該検査機関の業務範囲等を確認すること。

リ) 検査希望時期

検査希望時期をカレンダーから選択する。機体認証に係る現状検査において実地検査が伴う場合は、その日程について事前に検査機関と調整するものとする。なお、複数の機体について機体認証の申請を行う場合は、複数の日程を最大5つまで選択することができ、それぞれの日程で受検する機体を入力するものとする。

(4) 申請書の受理

機体認証の検査に関する申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認の上、受理するものとする。

(5) 検査機関への検査依頼

申請書が受理されたときは、申請者が検査を希望する検査機関に対し、機体認証申請機能からメールにより検査依頼が通知される。

(6) 手数料納付と本人確認方法

国による検査を申請した場合は、下記の手順により手数料を納付すること。なお、検査機関での検査については、当該検査機関がホームページ等で指定する金額、支払方法等に従うこと。

① 手数料額

航空法関係手数料令の記載のとおりとする。

航空法関係手数料令及び航空法関係手数料規則に基づき、本邦外において検査が行われる場合には、出張先及び出張期間その他必要な事項により定まる人数及び日数に応じた旅費相当額を納める必要がある。当該旅費相当額その他追加検査が発生した際の検査費用について、申請後に追加で納付する必要が生じた場合には、機体認証申請機能を用いて追加分の手数料を納付しなければならない。

② 本人確認方法

以下のいずれかの方法により本人確認を行う。

イ) マイナンバーカードに記載された電子証明書を送信する方法

ロ) gBizIDのアカウントにログインする方法

ハ) 運転免許証又はパスポート及び顔面の画像データを用いた顔認証による方法

ニ) 本人確認書類を郵送する方法

③ 支払手続き

申請者は、当該申請後に送付される機体認証申請機能からの通知に従い、以下のいずれかの方法により手数料の納付を行う。

イ) クレジットカードによる納付（本人確認書類を郵送する方法で本人確認を行う場合を除く。）

ロ) Pay-easy（ペイジー）による納付（銀行ATM又はインターネットバンキングでの納付が可能。）

(7) 海外検査が必要な場合における手数料額

型式認証を受けていない無人航空機に対する新規機体認証の申請又は機体認証の更新時に設計及び製造過程の変更が伴う場合、申請者は、当該設計及び製造過程に係る海外検査の実施を申し出ることができる。その際、申請前に当局と事前に相談の上、航空法関係手数料令による手数料額に海外検査に必要な費用を加算した金額を手数料として納付しなければならない。なお、申請の際に当該手数料の妥当性を示す資料を添付すること。

(8) 代理人による申請

無人航空機の利用者が申請することを原則とするが、当該無人航空機の所有者又は受検を委任された製造者等の代理人により行うこともできる。この場合、利用者から所要の業務の実施を委任されている代理人であることを示す委任状等を添付すること。また、使用者に代わって検査機関等からの問い合わせに対し適切な対応を行うこと。

使用者は、機体認証申請機能上で、代理人へ申請を依頼すること。

(9) その他

① 現状の検査（実地）にあたり、申請者は試験場所を自ら確保し、当該試験場所まで機体を搬入すること。なお、試験の実施に当たっては、法第132条の85及び86に規定する許可又は承認が必要となる場合がある。

② 型式認証等保有者以外の者が、型式認証を受けた型式の無人航空機及び6-1(2)又は6-1(3)に該当する無人航空機の改造を行ったものについては、型式認証の設計データの範囲を超えるため、型式認証を受けていない型式の無人航空機に該当し、設計、製造過程及び現状について改めて機体認証の検査を受ける必要がある。

4. 検査に関する手続き

4-1. 下表の区分に従い該当の分類項目を参照すること。

検査	①	認証の有無	検査の実施			対象となる機体	申請区分の項目
			設計	製造過程	現状		
新規	①	無し ^{注1}	○	○	○	型式認証を受けていない型式の無人航空機（②又は③に該当するものを除く。）	6-1(1) ※規則第236条の12第2項の表の一の項関係
	②	無し ^{注1}	○ ^{注2}	○ ^{注2}	○	型式認証を受けていない型式の無人航空機（第2種機体認証を申請する場合であって、無人航空機同一性証明書 ^{注3} がある場合に限る。）（③に該当するものを除く。）	6-1(2) ※規則第236条の12第3項関係
	③	無し ^{注1}	○ ^{注2}	○ ^{注2}	○ ^{注2}	型式認証を受けていない型式の無人航空機（第2種機体認証を申請する場合であって、無人航空機同一性証明書 ^{注3} 及び無人航空機適合確認書 ^{注4} がある場合に限る。）	6-1(3) ※規則第236条の12第4項関係
	④	第1種型式認証 第2種型式認証	×	×	○	使用実績有（⑤に該当するものを除く。）	6-1(4) ※規則第236条の12第2項の表の二の項関係
	⑤	第1種型式認証 第2種型式認証	×	×	○ ^{注2}	使用実績有（第2種機体認証を申請する場合であって、無人航空機適合確認書 ^{注4} がある場合に限る。）	6-1(5) ※規則第236条の12第5項関係
	⑥	第1種型式認証	×	×	○ ^{注5}	航空の用に供していない機体 ^{注6} （第1種機体認証を申請する場合に限る。）	6-1(6) ※規則第236条の12第2項の表の三の項関係
	⑦	第1種型式認証 第2種型式認証	×	×	×	航空の用に供していない機体 ^{注6} （第2種機体認証を申請する場合に限る。）	6-1(7) ※規則第236条の12第2項の表の三の項関係
更新	⑧	第1種機体認証 第2種機体認証	×	×	○	⑨及び⑩以外の機体	6-2(1)
	⑨	第2種機体認証	×	×	○ ^{注2}	無人航空機適合確認書 ^{注4} がある機体	6-2(2)
	⑩	第1種又は第2種機体認証で改造された場合 ^{注7}	○	○	○	更新申請において設計及び製造過程に変更がある機体	6-2(3)

○：書類及び実地検査を実施 ×：検査を省略

注1：型式認証を受けた型式の無人航空機で、新規の機体認証を受けようとする前に改造を行った場合は、型式認証を受けていない無人航空機として①に従って検査を行う。本通達でいう改造とは、無人航空機の設計者が取扱説明書等で認めていない機体の重量、寸法、形状等の変更であり、動力方式の変更又は操縦方式の変更や追加等が対象である。なお、無人航空機の設計者が指定する修理方法による同一部品の交換や、型式認証の変更の承認を受けた形態への変更については、改造として取り扱わず、④～⑦のいずれか該当するものに従って検査を行う。

注2：実地検査を省略。

注3：無人航空機同一性証明書とは、型式認証を受けていない無人航空機であって、その設計及び製造過程が第二種型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを当該型式に係る型式認証等保有者が証明する書類をいう。無人航空機同一性証明書の詳細については、サーキュラーNo. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」を参照すること。なお、機体認証の新規申請前又は新規申請中に無人航空機同一性証明書が無効となった場合には、無人航空機同一性証明書がないものとして、①として取り扱うこととする。

注4：無人航空機適合確認書とは、無人航空機が安全基準に適合することを製造者等が確認したことを証明する書類であり、様式2によるものとする。また、本書類発行後に当該無人航空機を航空の用に供した場合は、本書類は無効となることに留意すること。この注における「航空の用に供する」とは、屋外における飛行のみならず、屋内の飛行も含め、無人航空機を飛行させた場合はいずれも該当するものとする。無人航空機適合確認書の発行の詳細については、4-2項を参照すること。

注5：現状検査のうち書類検査を省略。

注6：出荷時の任意装備形態から変更がない場合に限る。

注7：改造の定義については注1を参照。無人航空機の設計者が指定する修理方法による同一部品の交換や、型式認証の変更の承認を受けた形態への変更等については、⑩として取り扱わず、⑧又は⑨のいずれか該当するものに従って検査を行う。

4-2. 無人航空機適合確認書の発行

製造者等は、無人航空機について必要な整備を実施した上で、地上試験及び飛行試験により当該無人航空機が安全基準に適合していることを認めるときは、無人航空機適合確認書を発行できる。

電磁的方法により作成し、維持し、及び保管する場合、製造者等は、サーキュラーNo. 6-018「電子署名及び電磁的記録に関する一般基準」（平成31年3月29日付け国空航第2933号、国空機第1692号）に従うこと。

なお、型式認証を受けた型式の無人航空機、無人航空機同一性証明書がある無人航空機又は機体認証を受けたことのある無人航空機について、無人航空機適合確認書が

発行されている場合、規則第 236 条の 12 第 4 項及び第 5 項の規定により、無人航空機飛行規程や無人航空機整備手順書の提出を省略できるが、当該省略は、無人航空機の利用者が型式認証を受けた型式の無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書又はこれらと差異がある場合は当該差異に応じて型式認証等保有者が必要な修正を行ったものを有していることが前提となる。このため、無人航空機の製造者等は、無人航空機適合確認書の発行に当たり、当該無人航空機の利用者が、当該無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書を有していることを確認すること。当該無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書を有していない場合にあつては、法第 132 条の 20 及びサーキュラーNo. 8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」に基づき、当該無人航空機飛行規程及び無人航空機整備手順書を提供すること。

5. 法第 132 条の 14 第 2 項に基づく無人航空機の点検整備の実施について

5-1. 点検整備の実施

法第 132 条の 14 第 2 項の規定により、無人航空機の利用者は、無人航空機の安全基準への適合性を維持するために必要な整備を行うことが義務付けられている。この点検整備は、法第 132 条の 20 の規定に基づき製造者等から提供される無人航空機整備手順書に従って実施することが必要である。これらの点検整備は無人航空機の利用者から製造者等に委託されることもあるが、この場合においても、製造者等は無人航空機整備手順書で定められた作業を実施する必要がある。

5-2. 点検整備記録

規則第 236 条の 84 に規定する飛行日誌により、整備義務を履行するために必要な無人航空機の点検整備の記録、総飛行時間等を適切に管理すること。

5-3. 日常点検記録

日常整備は飛行前後に操縦者が実施するもので、日常点検時において部品交換等を実施した場合は、点検整備記録に必要な情報を記録すること。

6. 機体認証の申請区分別の提出書類及び検査の概要

6-1. 機体認証

(1) 法第132条の16第1項の型式認証(第1種型式認証又は第2種型式認証をいう。以下同じ。)を受けていない型式の無人航空機((2)又は(3)に該当するものを除く。)

① 申請書の添付書類

規則第236条の12第2項の表の区分一に対応する添付書類を提出しなければならない。

② 検査の概要

イ) 申請の時点で航空の用に供したことの無い無人航空機

上記①の第1種機体認証又は第2種機体認証の検査は、設計及び製造過程にあっては航空機安全課長通達サーキュラーNo.8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」を準用し、現状にあっては本通達に従い行うものとする。

ロ) イ)以外の無人航空機

i. 航空の用に供した無人航空機にあっては、過去の整備等の記録を確認することにより、当該無人航空機の健全性が確保されていることを確認するとともに、検査時点の現状において、所要の機能及び性能を発揮できることを地上試験及び飛行試験により検査するものとする。

(2) 法第132条の16第1項の型式認証を受けていない型式の無人航空機(第2種機体認証を申請する場合であって、無人航空機同一性証明書がある場合に限る。)((3)に該当するものを除く。)

① 申請書の添付書類(規則第236条の12第3項関係)

イ) 無人航空機同一性証明書

ロ) 無人航空機飛行規程

ハ) 無人航空機整備手順書

無人航空機の利用者が現に有する無人航空機整備手順書、取扱説明書、ユーザーマニュアル又は飛行マニュアル等(以下本項において「無人航空機整備手順書等」という。)と型式認証等保有者が作成する無人航空機整備手順書に差異がない場合には、無人航空機同一性証明書に特段の記載はされない。この場合には、無人航空機の利用者が現に有する無人航空機整備手順書等を提出すること。なお、当該無人航空機整備手順書等は型式認証等保有者が作成する無人航空機整備手順書と同等のものであることが確認されているため、型式認証等保有者が作成する無人航空機整備手順書として取り扱って検査を行う。

ニ) 整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類(使用実績有の場合に限る)

原則として、法第132条の89第1項に規定する飛行日誌(飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録を記載したもの)とするが、同等の内容を記載した別の書類があれば、当該書類を提出して差し支えない。

ホ) 無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

無人航空機飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって本書類に代えることができる。

へ) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書（様式1）

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

② 検査の概要

本項に該当する無人航空機は、型式認証等保有者がその設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証明したものであるため、設計及び製造過程に係る実地検査は原則として行わず、無人航空機同一性証明書を確認することで検査を行う。

無人航空機の現状については、所要の機能及び性能を発揮できることを地上試験及び飛行試験により検査するものとする。

(3) 法第132条の16第1項の型式認証を受けていない型式の無人航空機（第2種機体認証を申請する場合であって、無人航空機同一性証明書及び無人航空機適合確認書がある場合に限る。）

① 申請書の添付書類（規則第236条の12第4項関係）

イ) 無人航空機同一性証明書

ロ) 無人航空機適合確認書

ハ) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書（様式1）

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

② 検査の概要

本項に該当する無人航空機は、型式認証等保有者がその設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証明したものであるため、設計及び製造過程に係る実地検査は原則として行わず、無人航空機同一性証明書を確認することで検査を行う。

また、無人航空機の現状について製造者等が安全基準に適合することを確認したものであるため、現状に係る実地検査は原則として行わず、申請書及び申請書の添付書類を確認することで検査を行う。

(4) 法第132条の16第1項の型式認証を受けた型式の無人航空機で航空の用に供したもの（(5)に該当するものを除く。）

① 申請書の添付書類（規則第236条の12第2項の表の二の項関係）

イ) 無人航空機飛行規程

ロ) 整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類

原則として、法第 132 条の 89 第 1 項に規定する飛行日誌（飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録を記載したもの）とするが、同等の内容を記載した別の書類があれば、当該書類を提出して差し支えない。

ハ) 無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

無人航空機飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって本書類に代えることができる。

ニ) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書（様式 1）

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

② 検査の概要

型式認証等保有者が作成する無人航空機整備手順書のうち、無人航空機の点検及び整備を行うための手順書（以下「ICA」という。）に従って、使用者が実施した日常点検や定期的な整備等の記録を確認することで、基準不適合要素が無人航空機に潜在しないことを確認する。また、地上試験及び飛行試験を実施し、基準への適合性について検査するものとする。

(5) 法第 132 条の 16 第 1 項の型式認証を受けた型式の無人航空機で航空の用に供したもの（第 2 種機体認証を申請する場合であって、無人航空機適合確認書がある場合に限る。）

① 申請書の添付書類（規則第 236 条の 12 第 5 項関係）

イ) 無人航空機適合確認書

ロ) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書（様式 1）

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

②検査の概要

本項に該当する無人航空機は、その現状について安全基準に適合することを製造者等が確認したものである。このため、実地検査は原則として行わず、無人航空機適合確認書その他の書類を確認することにより検査を行う。

(6) 法第 132 条の 16 第 1 項第 1 号の第 1 種型式認証を受けた型式の無人航空機で航空の用に供していないもの（第 1 種機体認証を申請する場合に限る。）

① 申請書の添付書類（規則第 236 条の 12 第 2 項の表の三の項関係）

イ) 法第 132 条の 19 の規定による型式認証の表示を写した写真

型式認証の表示（無人航空機の型式認証書番号、無人航空機の型式及び無人航空機の製造番号。以下同じ。）が鮮明かつ 1 ヶ月以内に撮影されたものでなければならない。なお、写真は本申請手続きに添付する目的で撮影されたものであって、当該画像の加工、偽造その他不正の疑いがある場合には、本手続きを保留

することがある。

② 検査の概要

無人航空機に付されている型式認証の表示を確認することで、設計及び製造過程の検査を省略するが、第1種機体認証については、より高度な安全性が求められることを踏まえ、実地検査により無人航空機の現状を確認するものとする。

型式認証の表示が適切かどうかについては、無人航空機安全課長通達「無人航空機の実地検査手順書作成要領」に基づき、設計者が作成した実地検査手順書に添付される型式認証の表示を写した写真を参照し、機体の現物にて確認を行うものとする。

(7) 法第132条の16第1項の型式認証を受けた型式の無人航空機で航空の用に供していないもの（第2種機体認証を申請する場合に限る。）

① 申請書の添付書類（規則第236条の12第2項の表の三の項関係）

イ) 法第132条の19の規定による型式認証の表示を写した写真

型式認証の表示への記載事項が鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたものでなければならない。なお、写真は本申請手続きに添付する目的で撮影されたものであって、当該画像の加工、偽造その他不正の疑いがある場合には、本手続きを保留することがある。

② 確認の概要

無人航空機に付されている型式認証の表示を確認することで、設計及び製造過程の検査を省略し、また、原則として現状の検査も省略することができる。

ただし、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者に報告を求めるほか、現状の検査及びその他の確認等を実施する。

型式認証の表示が適切かどうかについては、「無人航空機の実地検査手順書作成要領」に基づき、設計者が作成した実地検査手順書に添付される型式認証の表示を写した写真を参照し確認を行うものとする。

6-2. 機体認証の更新

(1) 法第132条の13第1項の機体認証を受けたことのある無人航空機（(2)又は(3)に該当するものを除く。）

① 申請書の添付書類

イ) 無人航空機飛行規程

ロ) 整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類

原則として、法第132条の89第1項に規定する飛行日誌（飛行記録、日常点検記録及び点検整備記録を記載したもの）とするが、同等の内容を記載した別の書類があれば、当該書類を提出して差し支えない。ただし、日常点検記録は第1種機体認証に限る。

ハ) 無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

無人航空機飛行規程に記載されている場合は、当該飛行規程をもって本書類に代えることができる。

二) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書(様式1)

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

ii. 更新申請において法第132条の17に規定する変更の承認を受けた形態への変更等を行った場合の作業記録

② 検査の概要

設計者の指示に基づく日常的かつ定期的に整備等が使用者により行われた記録及び法第132条の17に規定する型式認証の変更の承認を受けた形態に変更した場合はその作業記録を確認するとともに、基準不適合要素が無人航空機にないことを、地上試験及び飛行試験により検査するものとする。

(2) 法第132条の13第2項第2号の第2種機体認証を受けたことのある無人航空機で無人航空機適合確認書がある場合

① 申請書の添付書類

イ) 無人航空機適合確認書

ロ) その他参考事項を記載した書類

i. 無人航空機現状報告書(様式1)

無人航空機現状報告書の記入要領は「14. 無人航空機現状報告書の記入要領」を参照すること。

ii. 更新申請において法第132条の17に規定する変更の承認を受けた形態への変更等を行った場合の作業記録

② 検査の概要

機体認証の受検前に製造者等により無人航空機の点検整備が実施され、安全基準への適合性が確認されたものである。従って、検査機関による機体認証の検査において実地検査は原則行わず、当該製造者等がその確認の証として発行する無人航空機適合確認書その他の書類を検査することにより行う。

法第132条の17に規定する型式認証の変更の承認を受けた形態に変更した場合は、その作業記録と発行された無人航空機適合確認書を確認し、変更後の形態の無人航空機に対して無人航空機適合確認書が発行されていることを確認する。

(3) 法第132条の13第1項の機体認証を受けたことのある無人航空機であって機体認証の更新申請時に改造が行われている場合については、6-1(1)に準じた検査を行うものとする。

7. 無人航空機飛行規程の承認

7-1. 一般

(1) 無人航空機飛行規程は、無人航空機の安全な飛行及び整備上の重要な書類であり、以下の情報が含まれている。

- ①無人航空機の概要
- ②無人航空機の限界事項
- ③非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置
- ④通常の場合における各種機能の操作方法
- ⑤無人航空機の性能
- ⑥その他必要な事項

(2) 無人航空機飛行規程は、無人航空機の限界事項、非常操作等が記載されているものであり、飛行を行う場合には参照できるように常備しておくべきものである。

7-2. 作成及び審査要領

7-2-1 型式認証を受けた型式の無人航空機の飛行規程

(1) 型式認証を受けた無人航空機については、型式認証等保有者が当該型式に係る無人航空機飛行規程（以下「型式認証飛行規程」という。）を作成しており、航空局又は登録検査機関が、法第 132 条の 16 の型式認証に係る審査の中で承認又は確認を行っている。

型式認証を受けた型式の無人航空機について機体認証を受けようとする場合は、型式認証飛行規程を無人航空機飛行規程として提出すること。（6. に定める申請書の添付書類として無人航空機飛行規程の提出が不要な場合を除く。）

7-2-2 型式認証を受けていない型式の無人航空機の飛行規程（7-2-3 に該当するものを除く。）

(1) 申請者が一機毎に無人航空機飛行規程を作成するものとし、当該飛行規程を「機体認証飛行規程」という。機体認証飛行規程は、航空局又は登録検査機関が法第 132 条の 13 の機体認証に係る審査の中で承認又は確認を行う。

機体認証飛行規程に記載しなければならない事項の詳細については、サーキュラーNo. 8-001「無人航空機の型式認証等における安全基準及び均一性基準に対する検査要領」及びサーキュラーNo. 8-002「無人航空機の型式認証等の手続き」に従うものとする。

(2) 標準装備形態の無人航空機に対応する無人航空機飛行規程を「基本飛行規程」といい、任意装備品の搭載に伴い基本飛行規程を補足又は変更する事項を記載した無人航空機飛行規程を「追加飛行規程」という。

(3) 機体認証飛行規程の審査

① 第1種機体認証を受けようとする場合

イ) 機体認証飛行規程の新規設定

7-1 (1) の「②無人航空機の限界事項」以外の項目については国の確認を受ける必要があり、「②無人航空機の限界事項」については国の承認を受ける必要がある。

機体認証飛行規程の確認、承認は、機体認証の検査に併せて行うものとする。なお、新規申請時に備考の項目に機体認証飛行規程を設定する旨を記載すること。

ロ) 機体認証飛行規程の変更

7-1 (1) の「②無人航空機の限界事項」を変更する場合には、原則として当該機体の設計又は製造過程の変更が生じるため、本通達に従って機体認証の更新申請を行う必要がある。

このため、機体認証飛行規程の変更については以下のとおり取り扱う。

i. 「②無人航空機の限界事項」を変更する場合（誤記訂正を除く。）

機体認証の更新申請の中で、当該変更について国の承認を受けること。

ii. i 以外の変更の場合

当該変更について国へ届出を行うこと。

② 第2種機体認証を受けようとする場合

イ) 機体認証飛行規程の新規設定

7-1 (1) の各項目について、国又は登録検査機関の確認を受ける必要がある。

機体認証飛行規程の確認は、機体認証の検査に併せて行うものとする。なお、新規申請時に備考の項目に機体認証飛行規程を設定する旨を記載すること。

ロ) 機体認証飛行規程の変更

7-1 (1) の「②無人航空機の限界事項」を変更する場合には、原則として当該機体の設計又は製造過程の変更が生じるため、本通達に従って機体認証の更新申請を行う必要がある。

このため、機体認証飛行規程の変更については以下のとおり取り扱う。

i. 「②無人航空機の限界事項」を変更する場合（誤記訂正を除く。）

機体認証の更新申請の中で、当該変更について国又は登録検査機関の確認を受けること。

ii. i 以外の変更の場合

当該変更について国へ届出を行うこと。

7-2-3 6-1 (2) 又は6-1 (3) に該当する無人航空機の飛行規程の取扱い

(1) 当該無人航空機は、その設計及び製造過程が当該型式認証を受けた型式に係る設計及び製造過程と同一であることを型式認証等保有者によって証明されており、当該証明の中で無人航空機の使用が現に有する無人航空機飛行規程、取扱説明

書、ユーザーマニュアル又は飛行マニュアル等（以下本項において「無人航空機飛行規程等」という。）についても確認されている。

無人航空機の利用者が有する無人航空機飛行規程等と型式認証飛行規程に差異がある場合には、その旨が無人航空機同一性証明書に記載され、また、型式認証飛行規程に当該差異に応じて必要な修正を行ったものが型式認証等保有者から無人航空機の利用者に提供される。このため、当該飛行規程を無人航空機飛行規程として提出すること。（6. に定める申請書の添付書類として無人航空機飛行規程の提出が不要な場合を除く。）

無人航空機の利用者が有する無人航空機飛行規程等と型式認証飛行規程に差異がない場合には、無人航空機同一性証明書に特段の記載はされない。この場合には、無人航空機の利用者が有する無人航空機飛行規程等を提出すること。（6. に定める申請書の添付書類として無人航空機飛行規程の提出が不要な場合を除く。）なお、当該無人航空機飛行規程等は型式認証飛行規程と同等のものであることが確認されているため、型式認証飛行規程として取り扱って検査を行う。

8. 機体認証の検査の方法

無人航空機の機体認証における検査については安全基準に適合しているか設計、製造過程及び現状について行うこととしている。なお、型式認証を受けた型式の無人航空機や、機体認証を受けたことのある無人航空機は、認証の区分に応じて検査の一部又は全部を省略することができる。

（1）書類検査

前回機体認証以降に当該無人航空機について、安全基準への適合性を維持するために必要な整備が適切に行われてきたことを確認することを目的とする。

①無人航空機飛行規程

無人航空機飛行規程が型式認証を受けた型式の無人航空機の場合は最新の型式認証飛行規程、型式認証を受けていない型式の無人航空機の場合は当該無人航空機に対して適切な無人航空機飛行規程であることを確認する。

②無人航空機整備手順書

無人航空機整備手順書が、型式認証を受けた型式の無人航空機の場合は最新のICA、型式認証を受けていない型式の無人航空機の場合は当該無人航空機に対して適切な無人航空機整備手順書であることを確認する。

③整備又は改造に関する技術的記録及び総飛行時間を記載した書類

規則第 236 条の 84 第 2 項に規定する事項が適切に記載されているか、及び ICA に従って適切に整備を実施し、発生した不具合を適切に是正しているか等を確認する。

イ) 飛行記録

i) 総飛行時間

離陸から着陸に要した 1 分単位の時間を累積した時間とし、無人航空機の飛行記録に記載されている時間とする。

ii) 整備等の記録

飛行中又は使用者により発見された不具合等の内容、是正処置並びに実施年月日及び実施者を確認する。これらの具体的な処置については、飛行日誌の無人航空機の点検整備記録に以下の内容が適切に記録されていることを確認しなければならない。

- a. 実施年月日
- b. 前回機体認証後の総飛行時間（機体認証取得前における特定飛行以外の飛行に係る飛行時間も含む）
- c. 交換部品等整備又は改造の内容
- d. 実施理由
- e. 実施場所
- f. 実施者

ロ) 日常点検記録

飛行の都度記録された日常点検表を確認するものとする。日常点検表で設定された点検項目が漏れなく確認されており、異常や不具合等が記録されたものについては、飛行日誌の無人航空機の点検整備記録に上記 ii) の内容が適切に記録されていることを確認する。

ハ) 点検整備記録

型式認証を受けた型式の無人航空機の場合は ICA、型式認証を受けていない型式の無人航空機の場合は無人航空機の設計者が作成する無人航空機整備手順書に従った点検整備の記録を確認するものとする。記録の範囲は無人航空機の設計者が指定する点検整備に加え、日常点検や飛行中に発見された不具合及びその是正処置についても適切に記録されていることを確認する。

なお、機体認証又は型式認証の設計データから逸脱する設計及び製造過程の変更に係る改造を行った場合は、当該認証の形態から逸脱することとなるため、当該改造作業について適切に記録するとともに、改めて機体認証を取得しなければならない。

- i) 実施年月日
- ii) 前回機体認証後の総飛行時間
- iii) 交換部品等整備又は改造の記録（設計者が指示する無人航空機整備手順書に基づき実施した点検整備の記録については、実施した作業を全て記録するものとする）
- iv) 実施理由
- v) 実施場所
- vi) 実施者

ニ) その他

製造者等により点検整備が行われた無人航空機については、製造者等が作成した点検整備の記録とする。

④無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

以下の事項が記載されていることを確認する（機体認証又は型式認証を受けた型

式の形態から変更されていないものは除く。)。ただし、当該事項が無人航空機飛行規程に記載されている場合は、当該無人航空機飛行規程をもって本書類に代えることができる。

- イ) 無人航空機の自重及び重心位置
 - ロ) 装備品等の名称、重量及び重心位置
 - ハ) 発動機が搭載された無人航空機にあつては、燃料タンクの使用可能量及び重心位置
- ニ) その他

⑤無人航空機同一性証明書

型式認証等保有者が無人航空機の設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であることを証した書類として無人航空機同一性証明書が発行されていることを確認する。

⑥無人航空機適合確認書

無人航空機の製造者等が安全基準に適合することを確認した証として無人航空機適合確認書が発行されていることを確認する。

⑦その他参考事項を記載した書類

- イ) 無人航空機現状報告書（様式1）

無人航空機現状報告書から、機体認証の受検時点における無人航空機飛行規程の改訂状況、修理又は改造の状況についての概要を確認するものとする。

(2) 実地検査

実地検査は、実地検査手順書に基づき、当該手順書で指定される形態で実施する。標準装備形態に加え、受検機の設計概念書（CONOPS）に基づく飛行形態の別に対応する任意装備等の機能、性能を確認する。

9. 地上試験及び飛行試験における不具合是正処置の確認

実地検査において不具合が発生した場合であっても、型式認証を受けた型式の無人航空機の場合はICA、型式認証を受けていない型式の無人航空機の場合は無人航空機の設計者が作成する無人航空機整備手順書に基づく部品交換等の適切な処置を講ずることが可能な場合は、安全基準への適合性が担保できると考えることとし、使用部品、適用した無人航空機整備手順書等の適切性を確認するとともに、必要に応じて地上試験又は飛行試験を実施することとする。なお、当該不具合是正処置に係る記録は、飛行日誌に適切に記録されなければならない。

10. 検査機関による検査結果の通知

10-1. 検査結果通知

無人航空機登録検査機関に関する省令第6条第2項の規定に基づく検査結果は、電磁的方法により国に通知するものとする。この場合において、無人航空機検査結果通知書には10-2. に掲げる情報を含まなければならない。

10-2. 無人航空機検査結果通知の情報

検査機関が行う機体認証に係る無人航空機検査結果通知は、次に掲げる内容が含まなければならない。

- (1) 無人航空機の製造者等
- (2) 無人航空機の型式及び製造番号
- (3) 機体認証を申請する者の氏名又は名称
- (4) 検査結果

10-3. 検査結果

(1) 適合

検査結果が「適合」の場合には、検査結果にその旨を記載しなければならない。なお、不具合が認められた場合でも、検査当日に当該不具合が適切に処置され、安全基準に適合することが認められたときは、適合としてよい。

(2) 是正指示

検査の結果、是正が必要な場合には、機体認証申請機能の修正指示理由欄にその旨を記載するとともに、法第132条の13第4項の安全基準に適合しないと認められた不具合部分及び不具合の状況が容易に分かるよう記載しなければならない。

11. 機体認証書及び使用条件等指定書の交付及び記載事項

6. の検査の結果、無人航空機の現状について安全基準に適合していると認められ、検査機関から検査合格書通知を受けた場合には、法第132条の13第7項の規定に基づき機体認証書を、また規則第236条の14の規程に基づき使用条件等指定書を申請者に対して交付する。

(1) 機体認証書

無人航空機的设计、製造過程及び現状について、安全基準に適合することを証明するもので、以下の内容が記載される。

①機体認証書番号

機体認証書番号は、無人航空機を認証した年度の元号のイニシャル、2桁の年番号(元号)、国が付与する一意の6桁の番号、第1種機体認証「01」又は第2種機体認証「02」のいずれかの認証区分番号を組み合わせた11桁の英数字とする。

(例) 令和5年度に第1種機体認証を行った場合

R05xxxxxx01

②登録記号

法第 132 条の 4 第 3 項の規定により国土交通大臣が通知した登録記号とする。

③型式

無人航空機的设计者が定める型式とする。

④设计者名

设计データの管理の責務を有する者とする。

⑤製造番号

無人航空機的设计者が定める製造番号とする。

⑥認証の区分

第 1 種機体認証又は第 2 種機体認証とする。

⑦発行年月日

機体認証書を発行した年月日の表記は西暦とする。

(例) 2023 年度 6 月 15 日に第 1 種機体認証を行った場合

2023 年 6 月 15 日

⑧機体認証有効期間

12. (2) に従い記載するものとする。

(2) 使用条件等指定書

①無人航空機の型式

無人航空機的设计者が定める型式とする。

②無人航空機の登録記号

法第 132 条の 4 第 3 項の規定により国土交通大臣が通知した登録記号とする。

③無人航空機の製造番号

無人航空機的设计者が定める製造番号とする。

④認証の区分

第 1 種機体認証又は第 2 種機体認証とする。

⑤無人航空機の種類

飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター）、回転翼航空機（マルチローター）等

⑥機体認証書番号

13. (1) ①の機体認証書番号とする。

⑦使用の条件

使用の条件は、無人航空機基本飛行規程の限界事項とする。なお、無人航空機の任意装備等に対応する無人航空機追加飛行規程の限界事項が適用される場合は、使用条件等指定書において当該限界事項についても使用の条件として指定するものとする。

(例 1) 使用の条件：無人航空機基本飛行規程の限界事項

(例 2) 使用の条件：無人航空機基本飛行規程及び無人航空機追加飛行規程の限界事項

12. 機体認証の有効期間及び有効期間の起算日

(1) 機体認証の有効期間

第1種機体認証 1年

第2種機体認証 3年

(2) 機体認証の有効期間の起算日について

機体認証の有効期間の起算日は以下のとおり取り扱う。なお、①による更新を希望する場合には、遅くとも機体認証の有効期間が満了する日の1ヶ月前までに更新申請を行うこと。

①規則第236条の19の規定により、機体認証書の交付日が、更新前の機体認証の有効期間が満了する日の1ヶ月前から有効期間が満了する日までの間である場合は、更新前の機体認証の有効期間が満了する日の翌日を更新後の機体認証の有効期間の起算日とする。

例) 更新前の有効期間が「令和4年12月2日から令和7年12月1日まで」の第2種機体認証の場合

機体認証書の交付日が、令和7年11月1日から令和7年12月1日までの間の場合、更新後の機体認証の有効期間の起算日は「令和7年12月2日」となり、有効期間は「令和7年12月2日から令和10年12月1日まで」となる。

②①以外の場合は、機体認証書の交付日を更新後の機体認証の有効期間の起算日とする。

13. 機体認証書番号の表示について

(1) 物理的な機体認証書番号の表示

機体認証を受けた無人航空機の利用者は、航空の用に供する前に、11.(1)により交付された機体認証書に記載する機体認証書番号を、以下の方法に従って無人航空機に物理的に表示しなければならない。

①機体認証書番号の表示

機体認証書番号は、装飾体でないアラビア数字又はローマ字の大文字により耐久性のある方法で、鮮明に表示しなければならない。このため、無人航空機の材質や飛行形態に応じ、機体認証書番号を印字したシールの貼付、不滅インキでの記載、スプレーによる塗装、刻印などから適切な方法を選択することができる。

なお、シールの貼付による表示を行う等の場合には、シールの剥離、表示の消滅等が生じないように耐候性を考慮するとともに、機体認証書番号を容易に確認できるよう、機体表面上の他の表示と紛れることがないように一連で表示すること。

(例) 令和5年度に第1種機体認証を行った場合

R05xxxxxx01

②機体認証書番号の表示の位置

機体認証書番号の表示位置は、無人航空機の胴体のうち取り外しができない位置又は取り外すにはドライバー等の工具が必要となる位置であって、外部から容易に確認

できる位置としなければならない。

③機体認証書番号の表示に使用する文字及び数字の高さ

使用する文字及び数字の高さは最低 3mm の等幅ゴシック体とすること。

④機体認証書番号の表示の色

登録記号の表示の色は、表示する場所の地色と鮮明に判別できるものでなければならない。

(2) 上記(1)以外の機体認証書番号を識別するための措置

法第 132 条の 13 第 8 項のただし書きの規定に基づく機体認証書番号の表示を行わない場合は、無人航空機に装備するリモート ID 機能により機体識別情報を発信するとともに、機体認証書を携行しなければならない。機体認証書の携行は、機体認証申請機能にログインすることにより、電磁的記録が表示できる端末等により行うものとする。

14. 無人航空機現状報告書の記入要領

(1) 概要

無人航空機現状報告書は、機体認証を取得しようとする無人航空機の現況を簡潔にまとめたものである。

(2) 記入要領

①原則

無人航空機現状報告書は登録記号毎に作成し、申請時点での機体情報を記載するものとする。記載事項の変更がある場合は、検査当日までに最新の情報が記載されたものを提出することとする。

②個別の欄への記入内容

イ) 無人航空機の利用者の氏名又は名称及び住所

無人航空機の利用者の氏名及び住所とする。(利用者が法人・団体の場合は代表者の氏名又は法人の名称とする)

ロ) 法人・団体の場合は主たる事務所の所在地

利用者が法人・団体の場合は主たる事務所の所在地とする。

ハ) 登録記号

申請する無人航空機に対し、登録時に付与された JU から始まる 12 桁の登録記号を記載する。

ニ) 認証の区分 (更新申請の場合に限る。)

現在、交付されている機体認証書の認証の区分を記載するものとする。

ホ) 機体認証書番号 (更新申請の場合に限る。)

現在、交付されている機体認証書の認証書番号を記載するものとする。

ヘ) 機体認証書の有効期間 (更新申請の場合に限る。)

現在、交付されている機体認証書の有効期間を記載する。

ト) 無人航空機的设计者名、型式、製造番号及び総飛行時間

- i. 設計者名、型式、製造番号を記載するものとする。
 - ii. 総飛行時間は、特定飛行の実施の有無によらず当該無人航空機を製造後飛行させた時間の総計を記載する。
- チ) 無人航空機飛行規程の状況
- i. 前回機体認証以降に飛行規程の改訂が行われていない場合は、「変更なし」及び適用している飛行規程の改訂符を記載するものとする。
- リ) 無人航空機の修理又は改造の状況についての概要
- 前回機体認証後に実施した点検整備の内容や任意装備品等の装備替えに関して記載するものとする。なお、型式認証を受けた型式の無人航空機について、型式認証の設計データの範囲で搭載が認められない任意装備品を搭載した場合は、認証の効力が失効する可能性があることに留意しなければならない。飛行日誌の点検整備記録を参照する場合は、「点検整備記録による」と記載してもよい。

15. その他

この要領を実施するために必要な細目的事項については、無人航空機安全課が別途定める場合がある。

附則（令和4年国空無機第237030号）

この通達は、令和4年12月5日から施行する。

附則（令和7年国空無機第329024号）

この通達は、令和8年5月1日から施行する。

本通達に関する質問・意見については、下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8615

無人航空機現状報告書				
1	無人航空機の利用者の氏名又は名称及び住所			
2	法人・団体の場合は主たる事務所の所在地			
3	登録記号		認証の区分	
4	機体認証書番号		機体認証書の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
5	無人航空機	設計者名		
		型式		
		製造番号		
		総飛行時間	時間 分 (年 月 日現在)	
飛行規程の状況				
無人航空機の修理又は改造の状況についての概要				
航空法第132条の13第1項の機体認証を受検するにあたり、上記の無人航空機についての現状について報告します。				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日 報告者名 </div>				

<h2 style="margin: 0;">無人航空機適合確認書</h2>	
整備等を行った製造者等の名称	
整備等を行った製造者等の所在地	
下記の無人航空機について、航空法第132条の13第4項の基準に適合することを確認した。	
設計者名	型式
製造番号	
上記の無人航空機について点検整備を行った結果、法第132条の13第4項の安全基準に適合することを確認した。当該点検整備に起因する不具合又は無人航空機の飛行において安全基準への不適合要素が認められた場合は、法第132条の21の規定に基づき航空局への報告義務を履行する。	
確認日 確認者の氏名又は名称	
(注) 1. 本適合確認書は、上記の無人航空機の利用者による使用の過程において、継続的な安全基準への適合性を保証するものではない。 2. 本適合確認書は、機体認証の申請前30日以内に発行されたものに限り有効である。	